

(議長)

次に、小野寺議員の発言を許可いたします。

小野寺議員。端的に質問して下さい。(議長：笑いの声)

「小野寺議員」

議長、今の発言ちょっと撤回して下さいよ。

(議長)

わかりました。

「小野寺議員」

よろしいですか。

(議長)

はい。わかりました。

「小野寺議員」

はい。では。

(議長)

はい。始めてください。

「小野寺議員」

質問いたします。

5点ありますが、まず、最初1点目です。

あすなる福祉会の不妊処置問題について、お聞きしたいと思います。2つあります。

1つ目ですが、今回の問題、報道される前、2020年3月3日にあすなる福祉会の障害者就労支援施設で、知的障害がある女性がトイレで出産し、その後、子どもを死なせてしまう事件が起きておりました。このときに、北海道も国もそして江差町も、この問題の背景も含め、真剣に対処してこなかった。もちろん私も、江差町の議員としてまったく取り上げて来ませんでした。議員として、改めて深く反省しております。

実は、この問題で昨年3月12日に、女性障害者ネットワークなどの団体が、国の厚生労働大臣、北海道知事、檜山振興局長、そして江差町長に、障害のある女性に係わる0歳児遺棄事件に関する要望というものを届けております。内容は、今回2つ目に取り上げますが、新聞等でも報道され、今、北海道庁等で対応しておるこの事案と、根っこのところは、私は、大きく共通するものだと考えております。改めて、町長は、この要望にどのような対応だったのかをお聞きしたいと思います。

この問題で2つ目であります。それで、今回この問題、江差町も含めて大きく、これは国、そして関わる多くの自治体、ここが解決を図る上で、今よく言われております、障がい者のリプロダクティブ権、ちょっと難しいんですが、要は性や結婚、生み育てることを自分で決める権利にきちんと、私たち議会も自治体も国も、焦点を当てる必要があるという問題だと思っております。

残念ながら、今の日本の政治、政府は、障がいのある人が結婚や子どもを産み育てる自由を前提にはしておりません。障がい者が地域で生活できるよう、考え方だけではなくて支援策そのもの、根本的な転換が求められております。

ただ、一方、まだ国等の制度が不十分でも、関係事業所などそれぞれの努力で、障がいをもった人たちが結婚しても一緒に暮らせるグループホームをつくったり、外に一軒家を借りてそれに応援する、そういう事例もあります。昨今、テレビ、新聞でも色々紹介されております。

今後、国に対して、今言ったいろんな法制度の抜本的な見直しを求めること、そして我が江差町としても、現行、国の法律の中でそれぞれの自治体を作ります、江差町でも作っております。江差町障がい福祉計画、江差町障がい児福祉計画、これ一本になっておりますが、これは新年度、見直しになります。この見直しの計画の中で、何が今回問題だったのかしっかり検証し、先ほど言いましたが、国の抜本的な改正がすぐ間に合わなくても、我々この地域で何ができるのか、町の総力を挙げて取り組む必要があると思っております。この点について、町長にお聞きするものであります。

ところで、先ほど私、1問目の最後に、今述べた現在の問題と、根っこのところが大きく共通すると言いました。何が共通するのか、若干述べたいと思っております。

一つは、あすなろ福祉会、本当に障がい者を一人の人間として尊重して、障がいの有無に関わらず誰かを好きになること、そして子どもを持ちたいと思うことは自然なんだ、そういうことを認識した上で、この間、事業所対応してきたのでしょうか。

そして2つ目ですが、その上で、障がい者の一人ひとりの願い、思い、意思にすっかり向き合って、そして障がいのそれぞれの特性、色々あります。それぞれの特性に応じて、そのことによって予測される、若しくは生じる、いろんな困難事案、問題事案、それにどのような支援が必要なのか事業所として検討してきたのだろうか。障がい者一人ひとりの意思決定、自分の思い、やりたい、しかしそこには問題がある、そういうことに対してしっかり支援をしていけば、最初の問題、遺棄事件、そして2つ目の今取り上げられている問題、もっと違った選択肢、そして議論が私は出来たと思っております。

以上、補足しまして1問目の問題を終わりたい。よろしくお願いたします。

(議長)

はい。町長。

「町長」

小野寺議員からの、あすなろ福祉会における不妊処置問題に関するご質問にお答えをいたします。

まず1問目の、令和2年3月12日付けで国、道、江差町それぞれに提出のありました障害のある女性に係わる0歳児遺棄事件に関する要望にどのような対応をしたのかというご質問でございますが、団体からの要望の内容といたしましては5点ありまして、1点目は、施設の職員研修に、障害のある女性の性と生殖に関する健康と権利に関する項目を必ず入れること。2点目で、障害のある人が、性別や年齢に適した性に関する情報と、性教育を受ける機会を保障し、本人の決定に即した安全で配慮ある手段の提供を保障すること。3点目、障害のある人、特に女性たちが、性やからだのことに関わる健康や権利について相談できる場所を設け、相談しやすい環境を整えること。4番目、国及び地方自治体において、障害のある女性に関わる0歳児遺棄事件等についての調査や、それに対する取組の検証を行い、再発防止に向けた検討を行うこと。5点目、国や地方自治体に設けられている、再発防止や支援体制づくりに関わる話し合いの場に、障害女性当事者を参画させること。という内容のものでございまして、事件発覚から間もなくして提出のあった要望であり、回答を求められたものではございませんでしたので、一つのご意見として受け止めさせていただいたところでございます。

2問目の、このたびのあすなろ福祉会における不妊処置問題を踏まえ、障がいを持った人たちが結婚、産み育てることを自分で決める権利を保障し、地域で安心して暮らせる環境づくりのため、町の総力を挙げて取り組むべきであるとのご質問でございます。

初めに、新聞報道等にあるあすなろ福祉会における不妊治療（正：不妊処置）問題につきましては、現在も関係法令に基づき北海道と連携しながら調査を進めているところであり、全体的な事実確認を終えていない現段階で当該事案を確定事件として引用したご答弁は議会の場で出来ないことは、まずご理解願いたいと思います。

私は、不幸ゼロのまちを大きな柱の一つとして、まちづくりを推進しています。障がいの有無に限らず、結婚したいと思う誰もが自由に結婚できたり、子供を産み育てたいと思うすべての人が等しくそれを実現できたりする社会こそが、あるべき社会の姿だと考えております。

しかしながら、小野寺議員のご質問にもありましたように、残念ながら、障がいのある方々が結婚をしたり、子供を産み育てたりするための国の法制度やそれに基づく各種支援制度が確立していない実情にあります。

こうした実情に関する報道等を受けまして、障害者福祉サービス事業者への指導、監督権限を有している北海道におきましても、子育て等に必要な支援等に関する実態把握のため、現在、道内の共同生活援助事業所の管理者への実態調査を実施しております。

また、このたびのあすなろ福祉会に関する報道や、道内各地の施設で虐待が相次いだ状況等を踏まえ、北海道において、道が所管する施設の入所者等を対象とした不妊

処置や虐待に関する実態調査を実施しており、併せて障がい者施設の職員を対象とした緊急の研修を年度内に実施することとしております。

今後は、こうした実態調査の結果を検証し、北海道障がい者施策推進審議会でも議論を進めながら、国や市町村とも情報を共有しつつ、意思決定支援の在り方も含め必要な対応等についての検討を進めていくこととなっておりますし、道として必要な制度や財政措置などを国に要望する考えであるというふうに伺っております。

こうした取組を踏まえながら、北海道並びに各市町村における障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画も同時並行で見直し等を進めていくこととなりますので、引き続き北海道と連携を図りながら、対応を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

ちょっと再質問させていただきますが、町長、1問目、直接回答を求められなかったので書面で答えることは無かったということ。ただ、一般的に、要望、その文書には確かに、いついつまで書面で回答をもらいたいということは書いてませんでした。丁寧なきちっとしてもらいたかったんですが、ただ、2問目の町長の思いということについては、少なくともこの団体が色々訴えていた、考えていたことに対して、議会では町長の一定の考え方は示されたのかなと、そのように私としては、ここでは受け止めていきたいなと思います。

それで、再質問なんです。確かに町長おっしゃるとおりです。たまたまと言うか、計画の見直しの今、時期に入って、今、国の方で一定の指針、もうそろそろ出ますね。ほぼ9割方もう固まっていますので、新しい計画に向けた国の指針、今回のこの問題も、ちゃんと含まれています。一定程度。その指針を受けて、本格的に次期の計画作りに入ります。

ですから、まあ、それはそれで町長のおっしゃるとおり、そこにどこまで道と連携して、この地域での対策が取れるか、まあ一応それは答弁として受け止めました。それで、次は担当になるのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

そうであれば、今度の計画の中に、如何に、今回色々起きた事案に対して、しっかりと、単にあすなろ福祉会の事業所だけではなくて、計画も作る、それから指導等と言うと、江差町も、ただ単に北海道に付いていただけじゃなくて、北海道だけじゃなく、江差町としても一定の事業所に対する指導、法的にあります。それから、お金の関係も全部、ここの江差の議会を通してそれぞれ、障がい関係のお金行くんですが、そういう点では江差町も今回の当事者の一つです。それでちょっとお聞きしますが、この計画作り、どうやってしっかりと行っていくかということなんですけれども、ところで、課長でしょうか、答えるとすれば。計画を進める上で、法律に基づいて江差町にも、江差町障がい

者地域自立支援協議会というものがあって、今現実動いてるんでしょうか、これから新たに動かすんでしょうか。その中で、例えば今の、現在の計画、そしてこれから作る計画、そこをしっかりと土俵に乗せて、例えば今の計画だったら点検する、評価する、そういうことをやります。で、まずこの支援協議会なるもの、どういう開催状況で、この間、江差町の障がい者の方々を受け入れている大きな、あすなろという事業所もありますが、それ以外も、もちろん在宅の関係で色々いらっしゃいますよね。そういう障がい者の方々の、今の計画について、どういうふうはこの会議の中で評価されてきているのか、ちょっと教えていただきたいんですよ。問題点がちゃんと浮き彫りになっているのかどうかという、私の問題意識です。

それと併せて、これは国のいろんな審議会等でも大きな問題になってるんですけども、各自治体で作る、さっき言った自立支援協議会、ここにしっかりと当事者、障がい者、特に女性で障がい持っている方だとか、自分の考えをしっかりと、その支援協議会の構成員の中に入って、意見を言えるようになってるのか。どんなふうになってるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。以上2つです。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

小野寺議員からの、江差町障がい者地域自立支援協議会の評価の状況等についてご質問をいただいたのでお答えいたします。

小野寺議員ご質問のようにですね、現行の江差町障がい福祉計画の点検評価は、江差町障がい者地域自立支援協議会で行っております。開催状況につきましては、令和4年度につきましては、昨年7月に開催いたしまして、令和3年度の実績等を踏まえた点検評価をおこなったところでございます。評価の内容といたしましては、基本的には計画に掲げる各種障がいサービス利用状況等に関する点検評価を行ったものでございまして、そうした評価を踏まえましてですね、新年度における予算ですとか各種施策に反映させているものでございます。例えば令和5年度でいきますと、たまみずきへの送迎サービスとか、移送サービスとか、そういったものは、こういった点検評価の部分で計画に反映させているというものでございます。

また、協議会の構成員に障がい者、入ってるかというご質問もございました。協議会の構成員は12名となっておりますが、江差町身体障がい者協会から2名の方々に参加していただいて、うち1名が女性という状況になってますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。課長、今回のこのあすなろ福祉会の問題、これはたまたま報道されただけであって、ずうっと続いてた問題ですよ。それから先ほどの0歳児の遺棄問題もそうなんですけど、こういうことについてしっかりと、当然、その事案が計画の中にこうやって改善していかなければならない、地域でどうやって受け入れなければならぬか、先ほど言いました国の、今新しい指針の中に盛り込まれるのは、例えばグループホームにいる方がそこで知り合った方と、パートナーと結婚したいので外で暮らしたいと、そういうことも今回、きちっとですね、国の方でも受け止めて、そのことについて色々対策を取ろうというような文案で、今出てこようとしてるんですけども、こういう問題こそしっかりと地域で、いま言った協議会などでも、全体の共通認識で、問題点も皆さんで論議して、じゃあ次、計画の中にこうやってやりましょうねって、そういうことを、1年に1回なんですか。もうやらないんですか、新年度以外に。この問題について、何かしっかりと論議するということが無いですか。

それからもう一つ。女性の障がい者の方が一人ですか。えっとね、私もこういう機会何回か出たことあるのでわかるんですけどもね、なかなか喋れないですよ。自分の思い伝えられないですよ。例えば、そうですね、複数いて、ある程度知っている人が隣にいてと、だったら事前に色々色々考えて、じゃあここで言ってみようということになりますが、この自立支援協議会でどの程度、本当に生の声が、障がい者の声が出てるんでしょうかね。どうなんですか。まあ出てるなら出てるでいいんですけども、わかる範囲でちょっと教えてください。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

再々質問にお答えします。

まず最初にですね、今回、報道等で出た内容の部分につきましては、報道等で今回初めて出たもので、計画策定からこれまでまず、そういう障がいをお持ちの方が結婚して子どもを持ちたい、産みたいんだってという相談はまだ、これまでに受けたことが、まだ一度も無かったということがまず一つあります。

それで、今回こういった報道等でも出まして、先ほど町長からもご答弁申し上げましたが、北海道を中心にですね、実態調査、我々も入っているんですが、実態調査の方を進めまして、そういった事実確認を検証していきながら、北海道の障がい者の施策の審議会等でもですね、色々な議論を進めながら、今後、方針ですとか、そういったものが示されてくると思いますので、それらを踏まえながら新年度の段階で、こういう協議会の中でも、そういうのを、資料を参照しながらですね、協議会の中で新計画の策定に向けて協議を進めていくってことでございますので、どうぞご理解の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

いいですね。いいですね、小野寺議員。

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

あとでまた色々と、ちょっと教えてもらいます。

はい、じゃあ次の質問に移ります。町営住宅の問題です。

立派な冊子で、令和3年度に江差町の公営住宅長寿命化計画が作られ、我々議員にも配られ、そして説明も受けました。今、江差町は、この町営住宅に関しては、長寿命化計画の中で色々、新年度もですが動いております。

この長寿命化計画は、10年、作られたのが令和3年の3月。10年間、今年、新年度で3年目になります。この計画は、もう建て替えは出来ないと、一応ですね、この計画では建て替えが出来ないし、現実問題としては、もう町営住宅建て替えということには中々ならないだろうっていうのも、我々も実感としては当然、受け止めなければならない。

で、建て替えは出来ないので、次、全面的な改善か、個別の改善か、いずれにしても、しっかりと改善していくと。で、それからもうちょっと個別のところ、少し、計画修繕と言いますか、ちょっとやらなきゃなりませんねというようなことも含めて、新年度は、予算の中にもありますが、中歌の町営住宅、改善計画ということで1棟12戸、屋根、外壁ですか、が中心で行われます。

で、問題は、これでいいのかなというのが私の質問の背景です。残った町営住宅たくさん有るんだけど、これでいいのかという問題意識です。さっき言いました、改善、して次、計画修繕。で、それも含めて全体的な維持管理ということ。ですから、それはそれで着実にやっていかなければならないと思います。

で、まず質問なんです、なかなかこの中ではですね、実態としては中歌の町営住宅の改善をメインとしてなってるんでしょうか、あとの細かいところはですね、よくわからない部分があるんです。ただ、ここの計画の中にある、一定程度の計画修繕、少し状況を押しえて、直しましょうねというのが次の段階であるんですけども、それでも1年に8戸、1年に8戸です。まあもちろん、時々に対応は江差町、一生懸命頑張ってるんですけども、計画で言うと、中歌の、一定程度規模の大きい、比較的大きい改善以外に、ちょっとした計画修繕は1年に8戸。で、しかも、これって、入居者の要望、どんなふうになってるのかなっていうのが、私、これ、見れば見るほどですね、規模が小さいのと、本当にここを直してもらいたいっていう部分についての要望、どうなってるのかなと、事業実施についてどうなってるのかなという気がした。それがまず1つ目の質問です。

それから、この中にもありますが、もう少し、団地ももっとしっかりと、この中にもありますが、長期修繕計画というものを作って、ここはこういうふうに計画修繕します、この団地はこの団地でしますというようなことも含めて、策定も検討しますという言

葉でしたかね。ですから、それがどうなってるのか、ちょっとお聞きしたいと、いずれにしても予算との絡みで大変厳しい計画になっているというのが実感と、いま出されているものについてどのようになっているのかということをも、この1つ目としてお聞きします。

それから同じ町営住宅で、何回か前に室井議員からも確か質問あったんですが、若年、若い方の単身者を入居出来ないかということのやり取りも以前にありましたが、これは国の方の法律では、やろうと思ったら出来るんですね。前も言いましたが。あとは条例改正すればいいだけなんですけれども、国でも色々個別の対策として、若者の、単身者の住宅支援ということでやっておりますが、私は是非、江差町も条例改正して、若者の、若年の単身者も町営住宅に入居出来るというふうに、しっかりと位置付ける、もちろん一定の条件が必要かなと言う気はします。全国的には条例改正している自治体は増えているのは間違いありません。その点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

この点について最後です。この何年間、老朽町営住宅の修繕の問題と併せて、風呂が無いという問題も取り上げてまいりました。それで数は少ないんですが、風呂を付けてきている部分もありますが、まだまだ未設置、風呂の未設置のところがあります。私は、要望、本当に切実ではないのかなと思ってのんです。で、まあそこらへんの実態がどういうふうになってるかっていうのもありますが、いずれにしても、新年度、どうもこれ見れば、なかなか進まないのかなという気したんですが、改めて計画、お聞きしたいと思います。以上です。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員の2問目の町営住宅改善に関するご質問にお答えいたします。

前の計画の期間完了に伴い、令和3年に策定した江差町公営住宅長寿命化計画では、中長期的な管理の見通しとして17の団地を維持管理、改善、計画修繕、用途廃止の何れかに分類しており、期間中において南が丘第1から第4団地を計画修繕に位置付けてしているところ です。

ご質問の1点目、入居者の要望に見合った事業実施につきましては、入居者からの連絡を基に状況確認を行い、修繕に要する日数や費用負担が町なのか入居者なのかなどを踏まえ、可能な限り対処することとしております。

ご質問の2点目、長期修繕計画の策定についてでございます。長期修繕計画は、建替又は用途廃止の時期を迎えるまでの計画で、修繕の実施時期などについて30年以上の期間を計画化するものですが、本長寿命化計画において令和12年までの期間の事業プログラムを位置付けてしていることから、長期修繕計画の策定は行っておりません。

続いて2問目の若年単身者の入居要件の緩和に関するご質問にお答えをいたします。公営住宅の入居者要件につきましては、公営住宅法の改正により、収入と住宅困窮をその要件とされましたが、当町においては、年齢や同居者を加えた要件の有無をもって入居者選考を行っております。近年の町営住宅への入居応募状況を見ますと、以前と違い同一住宅への複数応募が少なく、また、応募が無いなど、数か月継続して公募している状況となってきております。

これらの状況を踏まえますと、現在の入居要件を見直し、入居者の増加を図る必要があるものだと考えておりますことから、議員ご質問の若年単身者の住宅支援策として、今後、所得制限など一定の条件も必要かと考えますが、入居要件の緩和策を検討して参ります。

続いて3問目の風呂設備未設置に関するご質問です。公営住宅長寿命化計画にも示しておりますとおり、町が浴室と浴槽を備えた団地は、新豊川団地、円山第4団地、陣屋団地、新陣屋団地の他、令和3年度予算により整備した南が丘第2団地の1戸と南が丘第4団地の2戸のみで、町営住宅の3割程度の整備状況となっております。

浴槽があっても空き室となっている住宅もありますが、新たに浴槽を整備した南が丘団地の3戸につきましては、昨年未までに入居者が決定しておりますことから、浴槽の設置は入居希望要件として効果があるものと認識しているところです。

ご質問の新年度の風呂設置は予定しておりませんが、本長寿命化計画において今後、南が丘第1、第2団地を計画修繕箇所として位置付けしており、本計画の見直しに向けて浴槽の設置について検討して参ります。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。ちょっと時間の関係上急ぎますが、ちょっと、課長になりますか、ちょっと確認させていただきます。

最後の風呂。当初予算では無いけれども、ちょっと検討する、新年度で検討するということなんでしょうか、ちょっと確認が1点。それから若年単身者の検討、大変ありがとうございます。

1問目、わかります。わかりますが、その希望、本人からの連絡を以て云々と言いますが、必ずしも、ちゃんと自分の状況、入ってる状況を町の方に伝えてるかったら、必ずしもそうでもない。そうでもないです。で、私、何年か前の担当者もう、いるかな、町営住宅の担当の課長とやり取りしたことあったんですが、アンケート、年に、何年かに1回でもいいから、全部の世帯にアンケート、まあ比較的新しいところはいいかも知れませんが、そういうのわかる、全部の家入って調べる訳にはなかなかいかない部分もあるでしょうから、例えば、入居者の、改めてアンケート、ある程度わかる部分とか、私、それね、必要だと思ってるんですよ。ちょっとその点について2つお聞きした

いと思います。

(議長)

はい、財政課長。

「財政課長」

ただいまの2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目。風呂の設置に関する内容ですが、新年度での検討かというご質問でございました。私ども想定しておりますのは、新年度、5年度でそれを検討するというのではなく、まず新年度につきましては中歌団地の改善を最優先に行っていくと。更には、本長寿命化計画で位置づけしている計画修繕の箇所として南が丘第1、第2団地を位置づけしておりますことから、これらの計画修繕の中でのお風呂の設置を検討させていただきたいということでご理解をお願いいたします。

続いて2つ目のアンケート、要はその点検に関する内容でございます。本計画は10年の計画でございまして、5年ごとに見直しを図るという内容になってございまして、今回、まさにその3年目、計画見直しに向けた中間の年となっております。

入居者の要望に関しましては、相当な頻度で私どもの方には要望をいただいている中で、可能な限り対処はさせていただいておりますが、そのアンケート調査に関しましては、この計画の見直しする段階において、改めて調査をするかどうか検討させていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。わかりましたと言うか、是非、新年度でも風呂の設置の方向で出来ないのか、ちょっと町長、よろしく、改めて思います。要望にさせてもらいます。

3問目に移ります。旧江光ビル跡地活用拠点施設についてお聞きしたいと思います。3点。

1点目。この間、全員協議会でも論議ありました。改めてこの本会議、一般質問という形で少し整理させていただきたいと思います。

1点目の、基本計画で、前に説明ありました50ページに、施設運営が軌道に載るまでの3年程度は行政として活動を支援しながら安定運営及び自立化への道筋を付けるよう計画と書いてあります。これ前にもちょっと聞きましたけれども、改めてこの場で確認したいんです。もう少しわかりやすく、つまり、事実上3年間は町が運営の主体ということになる。この計画は国のお金を引っ張ってるということもあって、これにも書いてありますけれども、民間が主体的に運営していくんだと、そういう位置付けの、国のお金の導入になってますね、確か。まあ、そういうことも含めて、どういうことな

のか、改めてお聞きします。

それから2つ目。今に関わってくるんですが、先ほどもちょっと一般質問の中でありましたけれども、企画運営にその周辺の町内商業者関係者、地区関係団体の積極的にかかわってこそ、本当に上町の賑わい、そこに積極的にこの新しい施設が関わってこれると、そのために本来の施設の期待されるような運営が展開されると、私は思います。改めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。これはもう確認の意味もあります。

で、最後3番目。これもちょっと個別に全員協議会でも色々ありましたが、改めてちょっと確認したい。ちょっとピンポイントの質問になっちゃいますが、いわゆる交流キッチン、そこで物も作れますよという、それからイベント広場の利用について、先ほども言いました、議会でも色々意見出ました。飲食店関係者が近くにいる以上は、いろんな、この間、全員協議会でも出た、そういう意見があっても当然だと私は思っております。その時も言いました。上の方でも述べましたが、施設の企画運営に町内商業者関係者などが関わっていれば、これらのことも、私は解決できるというふうに思いますが、改めてこの点について、確認の意味でお聞きしたいと思います。以上です。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からのご質問、旧江光ビル跡地活用拠点施設に関するご質問3点について答弁申し上げます。

まず1点目として、施設運営の主体についてでございます。施設運営に関しましては、基本計画に記述している通り、民間活力の積極的な導入を考えております。特に企画運営部門につきましては、施設の賑わいを作るためのイベント誘致など町民の認知度向上や日常的に足を運んでいただける施設とするため、民間の力は欠かせません。そのため、一定の経費をかけながら民間へ委託していくことを想定していますが、基本計画に記述のとおり、安定運営及び自立化への道筋が付きましたら、民間のノウハウを受け継ぐことで企画運営部門についても直営により運営していけるものと考えております。

2点目といたしまして、企画運営に周辺の関係団体等との積極的な関わりについてということでございます。基本計画に記載している管理運営体制において、施設の利用や運営に直接関係する江差町内の商業者や活動団体などのニーズを把握するため、施設運営検討グループを設け、意見交換を活発化させ運営に反映させることを想定しています。

3点目ですけれども、施設の利用及び企画運営についてでございます。交流ホールや交流キッチンを備えた旧江光ビル跡地活用拠点施設ですが、町内外の多くの方々に利用して頂きたいと思っております。ICTや飲食を伴うものなど多彩なイベントが実施可能です。2点目の質問に答弁しました通り、このようなイベント等の企画運営につきましては、周辺商店街の商業者や各種団体などと施設運営検討グループを設け、

運営へ意見反映させていくこととしておりますし、町としまして、上町の賑わいを作り上げるために地域が主体となってこの施設を活用していきたいという思いが生まれればそれが理想ですし、そういった可能性も追求していかなければいけないと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、是非、町長、よろしくお願いいたします。

もちろん上町には限りませんが、我々南が丘だって使う人いるでしょうけど、やはり、恒常的に、日常的に、上町の関係者が一緒になってこの施設を運営していくんだという気持ちになって、3年と言わず早くその方々が中心になって運営主体になれば、私はいいんだなと思いますので、是非よろしくお願ひしたいなと思います。

次に移ります。4番目。津波対策であります。

問題のテーマは、先ほど飯田議員が指摘したこととダブリですが、少し観点を变更后お聞きしたいと思います。

2つあります。1つ目。先ほどもありましたが、昨年1月21日に、北海道で、警戒避難体制を特に整備すべきだという区域の指定、津波防災地域づくり法というのがありまして、それに基づいて、江差町の下町、一定の地域、津波災害警戒区域、先ほど出てました。それが、指定されました。指定されますと、これも先ほど出ておりましたが、いろんな取り組み、求められます。いわゆるイエローと言ひ方してますね、色々マスコミ関係、新聞、テレビで。まあレッドではないんですね。そのイエローと言う部分であります。改めてお聞きしますが、ちょっとまだ手元に無いんですが、今年度の当初予算で地域防災計画の改定、個別計画の作成業務ということがあって、結果的に3月31日ギリギリになるのか、我々がそれをきちっと見てですね、成果品を見て、その上でこの津波体制もどうなんだという論議できれば本当に意味のある論議になると思うんですが無いんですよ。なので聞くしかないんですが、今この津波の問題、浸水に関して言うと、先ほど論議ありましたが、あれはあれで数字出てますが、今回のこの津波災害警戒区域を指定されたことによって、より精度の高い津波の高さ、10m、あの地図でボヤっとわかるもんじゃないんですよ。10m四方で、そこで高さがわかると、これはネットで見ればもうすぐわかるんですね。だから、私は2番目で港湾センターの話してますが、先ほどの北の江の島構想でいっても、ここはどれだけとかですね、ここはどれだけというのがもう、すぐわかる。それだけ、より明確な、詳細な津波の高さが改めて今回、明らかにされたんですけれども、そのことによって、これから、もう出来てるんでしょうか、その成果品。それがどんなふうに事業展開として出ているのか。先ほど言ひました、単なる地域指定ではなくて、このことによって、警戒避難体制を整備しなさいというのが国の法律の位置付け。それがどんなふう

にこの計画で、新しい見直した地域防災計画で事業展開されているのか、まずお聞きしたいと思います。

それで2つ目に、私は、本当は北の江の島のこともあったんですが飯田議員が質問するということで、ちょっと場所を変えて港湾センターについてお聞きしたいと思います。

この港湾センターについても、先ほど言った10m四方で、ここはどれだけという想定が細かくもう見れるんですけども、本当に高いところで7mぐらいありましたか。いずれにしてもこれ、ハード、ソフトの面で、どういう対策が検討されているのか。先ほどの北の江の島構想と多少ダブルとこあるんでしょうか。まあいずれにしても、この点についてお聞きしたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からの津波対策に関する2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の地域防災計画改訂個別計画策定業務でどのように反映しているのか。新年度でどのような事業展開があるのか。というご質問にお答えいたします。

地域防災計画の改訂と地域防災計画に付随する個別計画の策定に関しましては、内容の調整に少し時間を要しており、現時点におきましてもまだ成案に至っていない状況であります。年度内には完了し、議会へも報告する予定でございます。

計画の中で、津波災害警戒区域の取り組みをどう反映しているのかということですが、津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項に警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、次に掲げる事項について定めるものとするとして規定されており、その大略は、津波に関する情報や予報又は警報の発令と伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難路に関する事項、市町村長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項、防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地となっております。

これらは法で規定されていることから、当然、計画に記載しなければならない事項であり、改訂後の町防災計画においても記載されるものであります。

1番目の津波情報や警報発令の伝達に関しましては、通信手段の確保伝達協力体制の確保伝達訓練の実施を記載いたします。

2番目の避難場所、避難経路に関しましては、ハザードマップで既に周知済みですが、機会を通じて広報を検討することとしております。

3番目の避難訓練の実施に関しましては、北海道防災会議が実施する伝達訓練への参加、町主体の避難訓練の企画と実施を検討することとしております。

4番目の防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地も記載するこ

ととしてございます。

以上のように計画に反映してくこととしております。

また、新年度での事業展開についてですが、計画の改訂後には特に住民に対する広報周知と避難訓練の実施に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、当該警戒区域を含む町内会を対象に、単独あるいは合同で警戒区域の説明や避難訓練を実施していければと考えております。区域内の事業所についても、訓練への参加あるいは事業所独自の避難訓練の実施を呼びかけていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

次に、2点目の港湾センターのハード面、ソフト面での対策についてでございます。

基本的には、ハード対策はかなり難しいと考えており、ソフト対策が重点となるものと考えております。

国がまとめた港湾における地震津波対策のあり方や港湾の津波避難対策に関するガイドラインを見ましても、ハード対策としては防潮堤や防波堤があげられておりますが、それらは基本的に国が整備するものであり、整備にも相当程度年数を要するものであることから、ハード面での対策は直ちに対応することが難しいものであり、ソフト面からの対策が重点になると認識しています。

先に挙げたガイドラインにおきましても、短期的な対応が困難な場合は、確実に避難できることを最低限確保との記述がありますし、基本的には、速やかな避難の実施を中心に据えた対策を進めていくこととなるものと考えております。

具体的には、国、北海道、港湾管理者に加え、事業所など関係機関と連携しながら、体制の整備や避難訓練の実施などについての協議を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。議長。

確かに法律では、そういうふうになってます。ただ、法律は最低限そこまでしなさいよということであって、もちろん、先ほどもちよっと論議ありましたが、避難ビル、避難タワーなども含めて、色々全国的には各自治体で財源手当も含めて本当に苦労している。今日の道新にもありましたけれども。ですから、私は、最低限これはしましよと言って、いま町長、話ありました。まあそれはそれで是非しっかりと進めていかなければなりませんし、し、可能なそのハードの部分、国との協議、財源的なこと含めて、元々ある施設に関してはちょっとねっていうのがもあるかも知れませんが、これから整備する、まあゼロから作るのではないんですけれども、かなり、壊してまた作る場所もあるんでしょうか。いずれにしても、事実上、町としての、北の江の島構想で言えば新しいもの、ですので、これはやはり、私は、基本的に飯田議

員の質疑について言うと、飯田議員の論点っていうのは、私も同感するところなんです。しっかりと、時間が、その部分でかかったにしても、あの地域でのハードの部分についてもしっかりと、全国的な事例などを取り込んで、私は是非やってもらいたいと思います。

もし課長になるんでしょうか、まあ無ければいいんですが。

はい、すいません。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい、まあ簡潔に言いますと、この避難タワーのことであったり、避難タワーが無理なら現施設へのそういう高い場所確保、こういった状況だというふうに思います。

先ほど来、関連した質問ございますが、まさしく渡島半島から道東の方にかけての避難タワーの建設。先に言うと、四国やあちらの関係についてはかなりの、言わば国の予算を付けながらやっている状況にありまして、じゃあ日本海のこの部分でどうなのかっていう部分は、問題意識としては持っていますし、一つ言えるのは、フェリー航路の港湾センターであると、こういうところの位置付けも持っています。いずれにしても北の江の島でまた拠点か、言わば津波の3mか5mの場所に建つ部分の関係も、開発建設部との協議の中で進めてございますので、そういった状況も、今、即答は出来ませんが、問題意識としては持っているというレベルでお答えさせていただきたいと、このように思います。以上です。

(議長)

はい。今度5番目の質問。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、よろしくお願いします。

では最後です。教育長にお聞きしたいと思います。

学校式典でのマスク外し、いわゆるマスク外し。保護者、学校現場の判断を尊重していただきたいという件についてお聞きしたいと思います。

この点については文科省の方で通知が出されております。同じようなものが道教委からも出されております。

教育長の執行方針、先ほど、午前中に述べておりました。卒業式での対応について、明示はありませんでしたが、卒業式はもう目の前です。町教委の考え方も各学校にもう伝えたとは聞いております。どのような対応なのかお聞きしたいと思います。

で、今、かなり少なくなってます。この質問書いた時から見てもかなり減ってますね。ですから、なかなか、私としても言いづらいところはあるんですが、でも、まだ、

いわゆる第8波が完全に収束したとは言えないのかも知れません。まあそういう点では、科学的根拠も示さないでマスクを外すことを基本ということになれば、式典への参加に不安を感じる子どもも当然出てくる可能性はあると思います。

教育委員会として、生徒と教職員の安全を第一に考えて、保護者、学校現場の判断を尊重した対応を求めたいと思いますが、教育長の答弁をお願いいたします。

(議長)

教育長。

「教育長」

小野寺議員の学校式典でのマスク外し、保護者、学校現場の判断尊重をのご質問にお答えします。

今般2月10日付けで文部科学省が示した、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方につきましては、北海道教育委員会を經由し同月の13日付けで通知を受理したところであります。

教育委員会の対応としましては、まずは直ちにこの情報を各学校へ共有し、それぞれ対応を校内で議論していただくようお願いし、並行して町教委としての方針を協議してまいりました。

その後、2月の定例校長会議において、予め示した教育委員会の方針案をもとに協議したところであり、学校現場の判断を十分に尊重した中で、決定に至ったものであります。

また、町立小中学校の卒業式におけるマスク着用の対応につきましては、国及び道教委が示した基本的な考え方を踏まえたものとし、児童生徒及び教職員については、式全体を通じて、国歌校歌斉唱以外の場面において、マスクを外すことを基本としました。

但し、感染不安などからマスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を一律に強制するようなことはせず、あくまで、個人や家庭の考えを尊重するものとしております。児童生徒の間でもマスクの着用による差別偏見などが無いよう適切に指導を行うこととしていきます。

加えて、会場につきましては、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で設営し、さらに高性能空気清浄機も必要数配備し、効果的な換気対策を実施するほか、保護者と来賓などにはマスクの着用をお願いするとともに、参加者には咳エチケットの勧奨、手指消毒、手指の衛生など、必要な感染症対策の徹底を講じているところであります。

なお、国の通知によれば、今後、入学式を含め、令和5年4月1日以降の新学期におけるマスク着用の考え方につきましては、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とするなどとされており、これらに係る留意事項など

については、改めて知らされる予定となっております。当町におきましても、それらの取扱いを踏まえながら、生徒と教職員の安全を第一に考え、学校と十分に意見交換を重ねたうえ、学校教育における新たな学びの在り方を検討し適切に対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(議長)

いいですね。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい。以上で今定例会に通告がありました一般質問は、すべて終了いたしました。これで、一般質問を終結いたします。